

使用開始日 2012.11.16

アムンディ・韓流ファンド

追加型投信／海外／株式



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・韓流ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年11月15日に関東財務局長に提出しており、平成24年11月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載しております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年2回	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円(2012年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

1兆2,713億円(2012年8月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社 りそな銀行

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

ファンドは、主として韓国の株式へ投資を行うファンドと本邦通貨表示の短期公社債等に投資するファンドに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指した運用を行います。

◎ファンドの特色



主として、韓国株式に投資するルクセンブルク籍の「Amundi Funds エクイティ・コリア」のI4クラス(円建)と日本籍の「CAマネーブールファンド(適格機関投資家専用)」(円建)に投資します。



「Amundi Funds エクイティ・コリア」のI4クラスの組入比率を原則として90%以上に保つこととします。



原則として、為替ヘッジは行いません。したがってファンドの基準価額は、主に円対米ドルおよび韓国ウォンの為替相場の動きにより変動します。



運用にあたっては、アムンディ・ホンコン・リミテッドの投資助言を受けます。

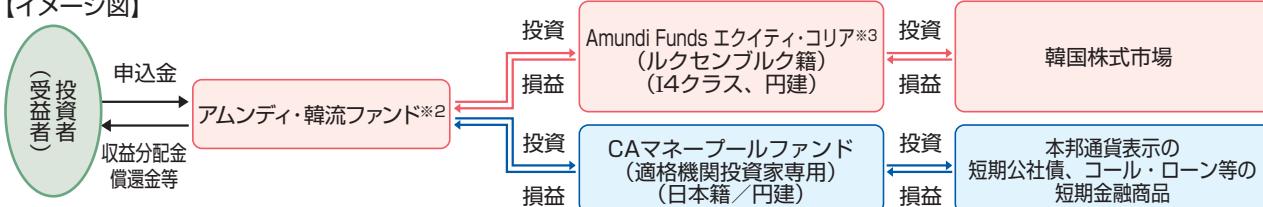
1982年に設立され、アムンディ・グループのアジアにおける資産運用拠点として運用実績を有します。

◎ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式^{※1}で運用します。

※1 ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

【イメージ図】



※2 アムンディ・韓流ファンドは、MSCI 韓国 10/40*を参考指標とします。

*MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指標に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

※3 「Amundi Funds エクイティ・コリア」のI4(アイフォー)クラスは、「アムンディ・韓流ファンド」の日本での設定にあたり新たに設定され、既存のクラスと合わせた合同運用が行われています。I4の「I」は「Institutional Investor」の略で機関投資家を意味します。

◎主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

◎分配方針

毎決算時(毎年2月15日および8月15日。休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として以下の方針により分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<主要投資対象とするファンドの概要>

Amundi Funds エクイティ・コリア(ルクセンブルク籍会社型投資信託)

設 定 日：1991年12月*

*Indocam 韓国ファンド(ベルギー籍)の設定日。2003年5月5日にCrédit Agricole Funds 韓国ファンド(現Amundi Funds エクイティ・コリア、ルクセンブルク籍)に移管。

ベンチマーク：MSCI 韓国 10/40

純 資 産：約87.4百万米ドル(約68.7億円(1米ドル=78.60円で換算)、2012年8月31日現在)

信 託 報 酬：税抜年率0.85%以内(I4クラス)

[内訳]運用会社:年率0.45%、保管銀行業務および管理事務(監査等):年率0.40%以内

運 用 会 社：アムンディ・ホンコン・リミテッド

投資顧問会社：NH-CA アセットマネジメント・カンパニー・リミテッド

《ファンドの特徴》

- 韓国の株式(主に韓国証券取引所に上場する株式)を中心に運用します。
- 入念な企業分析や独自の調査が、付加価値を生み出します。特に、調査が手薄になりがちな中堅企業訪問も徹底し、より幅広く、深部にわたるリサーチをしています。株価が割安な企業への投資機会の獲得を目指します。

●ファンドの運用プロセス

- アジア株式運用における運用哲学は「アセット・アロケーション・オーバーレイを加味した銘柄選択」です。
- 綿密なリサーチおよび分析に基づく銘柄選択と、緊密なチーム・ワークと全運用スタッフの相互作用が一体となって成長性を重視したボトムアップ・アプローチによる投資を実行しています。

<銘柄選択のポイント①：定性評価の基準>

- ・割安なバリュエーションと高い利益成長の見込める企業
- ・投資格付の引上げが近いと見込める企業

企業	経営	産業
・競争上の優位性	・強固な経営陣	・産業の成熟度
・ニッチ市場や業界における支配的立場	- 明確なビジョン	・参入障壁
・事業の集約度	- 真摯な姿勢	・景気サイクル
・高付加価値なビジネス	- トラック・レコード	・競争
・内部成長と合併による成長	- 実行力	・規制環境
	・情報開示、透明性	
	・少数株主への対応	
	・技術革新	

<銘柄選択のポイント②：定量評価の基準>

利益成長のけん引力

- ・安定した売上成長力
- ・利益率の維持と拡大
- ・コスト構造とコスト管理
- ・価格決定力
- ・ROEの要因分析

財務内容

- ・現預金と内部資金量
- ・ギアリング・レシオ
- ・各国特有の会計処理
- ・加重平均資本コスト
- ・投下資本利益率

利益予測

- ・外部要因の見通し修正に伴う定期的な業績予想見直し
- ・利益変動要因となり得る要素を予測
- ・外部アナリストと社内予想との定期的な比較検討

<銘柄選択のポイント③：バリュエーションにおける基準>

PER / 増益率 (PEG)
株価 / 純資産
ROE
企業価値 / EBITDA
株価 / キャッシュフロー



地域経済の
状況

セクター
平均

グローバル・
ベンチマーク

CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)(日本籍契約型投資信託／円建)

設 定 日：2007年11月7日

純 資 産：約12.7億円(2012年8月31日現在)

信 託 報 酉：年率0.0525%～0.3675%(税抜年率0.05%～0.35%)

運 用 会 社：アムンディ・ジャパン株式会社

《ファンドの特徴》

主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。** ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。** ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

ファンドの主要投資対象である「Amundi Funds エクイティ・コリア」は、主に韓国市場に上場している株式に投資を行います。株式の価格はその発行体（企業）の財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。したがって、実質的に組入れられた**株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

② 韓国の株式への投資に関するリスク（カントリーリスク）

- ・ファンドの主要投資対象である「Amundi Funds エクイティ・コリア」は、主に韓国市場に上場している株式を投資対象としています。一般に韓国の証券市場は欧米等の先進国の証券市場に比べ市場規模や取引量が小さく、市場の流動性が低くなる事態が生じる可能性が高いと考えられます。したがって、流動性、価格変動性等のリスクは相対的に高くなる傾向があります。このため、**ファンドの基準価額は先進主要国の市場へ投資しているファンドと比較して大きく下落する可能性があり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**
- ・韓国証券取引所の規制により各株価の日々の変動幅は当該株式の前日株価（基準価格）の上下15%に制限されています。したがって、この制限によって株価が上限または下限に固定された場合、当株価は当該制限がない場合の当日における市場価格（希望売買価格）を必ずしも反映していないことがあります。

③ 為替変動リスク

ファンドおよび主要投資対象である「Amundi Funds エクイティ・コリア」（I4クラス）は、円建で基準価額が表示されますが、主要投資対象である当該投資信託証券の投資対象資産は外貨建であり、当該投資信託証券において原則として為替ヘッジは行いません。したがって、当該投資信託証券の基準価額は、円の米ドルおよび韓国ウォンに対する為替相場の動きにより変動します。**円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

④ 信用リスク

株式の発行体（企業）が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

◎他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることができます。

2. 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が隨時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

○基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

○分配の推移

決算日	分配金(円)
10期(2010年8月16日)	0
11期(2011年2月15日)	0
12期(2011年8月15日)	0
13期(2012年2月15日)	0
14期(2012年8月15日)	0
設定来累計	7,537

*分配金は1万口当たり・税引前です。

*直近5期分を表示しています。

○主要な資産の状況

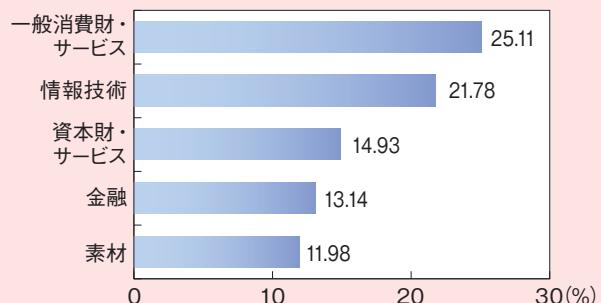
◆資産配分

資産	純資産比 (%)
Amundi Funds エクイティ・コリア (I4クラス)	98.85
CAマネーブールファンド(適格機関投資家専用)	0.47
現金等	0.68
合計	100.00

*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

*現金等には未払諸費用等を含みます。

◆組入上位5業種 (Amundi Funds エクイティ・コリア)



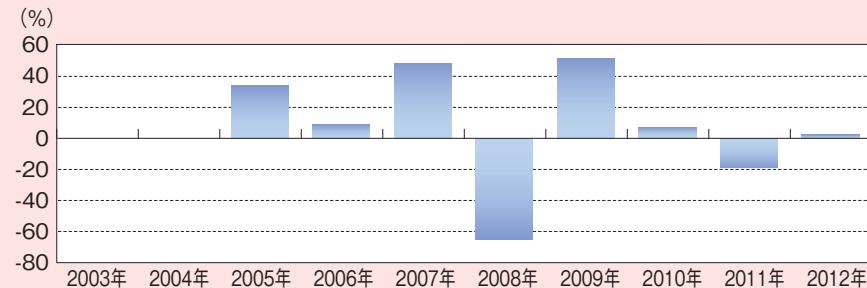
*比率はAmundi Funds エクイティ・コリアの純資産総額に対する割合です。

◆組入上位10銘柄 (Amundi Funds エクイティ・コリア)

	銘柄	業種	純資産比 (%)		銘柄	業種	純資産比 (%)
1	サムスン電子	情報技術	8.34	6	LSコーポ	資本財・サービス	3.27
2	現代自動車	一般消費財・サービス	5.91	7	ハナ・フィナンシャル・グループ	金融	3.27
3	現代ウイヤ	一般消費財・サービス	4.05	8	KB フィナンシャル・グループ	金融	3.19
4	LG 化学	素材	3.79	9	現代モビリス	一般消費財・サービス	3.04
5	起亜自動車	一般消費財・サービス	3.52	10	SKハイニックス	情報技術	3.04

*純資産比はAmundi Funds エクイティ・コリアの純資産総額に対する割合です。

○年間收益率の推移



*年間收益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

*ファンドにはベンチマークはありません。

*2005年は設定日(8月31日)から年末までの騰落率、2012年は年初から8月31日までの騰落率を表示しています。

○期間別騰落率

期間	騰落率(%)
1カ月	3.83
3カ月	3.21
6カ月	-11.81
1年	-9.95
3年	0.15
設定来	2.19

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日（東京証券取引所および香港の証券取引所の休業日、日本およびルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合）には、受け付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成24年11月16日から平成25年11月15日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。
信託期間	無期限とします。（設定日：平成17年8月31日）
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年2回決算、原則毎年2月15日および8月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1,000億円です。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年2月、8月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除・益金不算入制度の対象ではありません。

*上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 本書作成日現在の料率上限は 3.15% (税抜3.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し 年率1.26% (税抜1.20%)以内 ^{※1} を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 ^{※1} 平成24年8月31日現在：年率1.1865% (税抜1.13%) (信託報酬の配分) (年率)						
		<table><thead><tr><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>0.4725% (税抜0.45%)以内^{※2}</td><td>0.735% (税抜0.70%)</td><td>0.0525% (税抜0.05%)</td></tr></tbody></table>			委託会社	販売会社	受託会社	0.4725% (税抜0.45%)以内 ^{※2}
委託会社	販売会社	受託会社						
0.4725% (税抜0.45%)以内 ^{※2}	0.735% (税抜0.70%)	0.0525% (税抜0.05%)						
^{※2} 平成24年8月31日現在：年率0.399% (税抜0.38%) 投資顧問会社への報酬は、委託会社の信託報酬から定額(半年毎：100万円)が支払われます。 信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。								
その他の費用・手数料	投資対象とする投資信託証券	<p>「Amundi Funds エクイティ・コリア」I4クラス 純資産総額に対して年率0.85%以内[*] ※日本国外においてかかる費用(日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬)に関しては、消費税等が課されません。</p> <p>「CAマネーパールファンド(適格機関投資家専用)」 純資産総額に対して年率0.0525%～0.3675% (税抜年率0.05%～0.35%)</p>						
	実質的な負担	<p>純資産総額に対して年率約2.0270%* (税込・概算値) 平成24年8月31日現在の組入投資信託証券の各組入比率を考慮して算出しております。 ※ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。</p>						
		<p>実質組入有価証券の売買委託手数料、資金の借入れにかかる借入金の利息、信託事務等の諸費用等は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。 監査費用等(上限85万円(1回当たり、税込)(本書作成日現在))は2月および8月の計算期間の末日の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>						

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

◆上記は、平成24年末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

